

令和7年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 2月 17日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 |
| 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 | 10番 | 中野 修 |
| 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠 | 13番 | 安部 好恵 |
| 14番 | 岸 英法 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 |
| 17番 | 村上 浩一 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 和美 | 安永 彰 | 永安 達彦 |
| 村中 清美 | 山田 孝治 | 山縣 正明 |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主査 柳井 信吾 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 2 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員全員出席、よって本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがよろしゅうございますか。それでは 4 番 井町委員、1 4 番 岸委員。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 4 条許可申請 1 件について、説明します。</p> <p>資料 1 をご参照ください。所在地、●●●●●●、申請人、●●さん。申請地の場所ですが、まず●●●から●●●●●●に向かって県道を進むと三差路があります。そこを左折すると●●●●●●●●●●、直進すると●●●●●●●●●●になります。その辺りの右手に●●という集落があって、その集落内になります。集落内の位置については位置図の通りです。申請地には元々住宅が建っていましたがその住宅が火事で焼失し、現在更地になっています。その土地に改めて自己用住宅を新築するため転用申請となります。</p> <p>以上でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
馬屋原委員	<p>1 5 番の馬屋原です。2 月 7 日に高見委員と会長と事務局 2 人の 5 名で行きました。資料 1 - 2 を見たら分かるように申請地があります。事務局が説明した通りの内容ですんで見ていただけたらと思います。ここは先程ありましたように火災で焼けた跡に建てようということですが、●●の場合建築許可がいない当時家がどんどん建っていた時代がありましたので、こういうふうに焼けていざ家を建てようとする農地ということでした。ですので農業委員会に転用届を出したということでございます。少なくなってきたはおりますが、まだまだ今後ともこういった事例が出てくると思います。当然家が建っていた跡ですのでまた家を建てられ</p>

	<p>るということで問題ないし、周りも水路等も見ましたが全然問題ないと思います。したがっていいのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
永安推進委員	<p>赤郷地区の永安です。現地は火災で焼失して空き地になってます。今回長男さんがこっちに帰ってくるということで家建てられるそうです。特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>5件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請5件について説明します。 1件目、資料2を参照してください。所在地は●●●●●●●●●●、転用面積1, 170㎡、申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●から南東に200mくらいの場所にある農地です。ちょうど●●●の線路を挟んで西側にある第1種中高層住居専用地域</p>

<p>議長</p> <p>武藤委員</p>	<p>内にある3種農地となります。申請地は太陽光発電施設の為に使用します。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、資料3を参照してください。所在地●●●●●●●●●●、転用面積1,074㎡、申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●の東側にあります●●を挟んで真東にある農地となります。申請地は準工業地域内にあり3種農地となります。申請地は太陽光発電施設の為に使用します。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、番号3,4。同一事業のためまとめて説明します。参考資料は4番5番となりますが、位置図と公図の申請地一体利用地の表記が入れ替わっていること以外は基本的には同じです。どちらかを見てもらえれば分かります。申請地は●●●●●●●●●●、4番は転用面積720㎡、5番は転用面積624㎡、合計で1,344㎡となります。申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●を●●●●●●から●●●●●●方面に向かって進み、左手に●●●●●●●●●●、右手に●●●●●●●●●●があります。●●●●●●の手前から右折して進むと●●●●●●●●●●の高架があります。その付近の農地となります。申請地は準1種住居専用地域内の3種農地となります。申請地は太陽光発電施設の為に使用します。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目、資料6を参照してください。所在地●●●●●●●●●●、転用面積1,551㎡、申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●の●●●●●●とかがある交差点を●●●●●●方面に向かって進むと、左手に●●●●●●●●●●がありまして、その隣にある農地となります。第1種住居専用地域内の3種農地となります。申請地は太陽光発電施設の為に使用します。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告を受けるんですが、1については今回まで保留にされてた案件でございます。1月に現地調査をされました委員さんより報告をお願いします。</p> <p>1番武藤です。1月8日だったと思いますが、調査行きました。特に問題はないと思いましたが、場所等につきましては先程事務局</p>
-----------------------	--

	<p>が話された通りです。ご報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。続いて2番から5番についてよろしくお願いします。</p>
高見委員	<p>16番高見です。 まず2番、●●●●●の北側になるのかな？●●がある北側で●●●隣です。別段支障があるところではないので、いいと思います。 3番4番、事務局が言ったように同一場所です。●●●●●から入ったところ、●●●の真下になります。田んぼが2面あって、そこが申請地でございます。ここも別段何の支障もないところでございます。 5番、●●●●●●●●で●●●●●置いている所ですが、そのの上側の一段下がった所に申請地があります。ここも周りは何もなく、原野ばかりのところでございます。別に問題はないと思います。 以上審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>推進委員の山縣です。 1番について先月武藤委員さんと現地調査して、武藤さんが言われたように別段問題はないと思います。 2番と5番については、今月現地調査しましたが委員さんが言われてように別段問題はないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。</p>
山田推進委員	<p>3番4番、伊佐地区の山田です。この二つは一体化しております、奥に入っていきますと●●●●●が上に通っています。●●●●●●●●●をくぐる手前が申請地です。別に異常はないと思いますので審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 委員の皆さんよりご意見ありましたらよろしくお願いします。はい。</p>

石田委員	<p>農業委員の石田です。</p> <p>5番目、●●●●●●の太陽光の件でございます。今日私資料初めて見て、意見言わせていただこうと思います。</p> <p>以前●●に太陽光の業者来ました。農業委員会総会で最終的に●●地区の自治会長が地区の代表に一任するというので、私が業者と色々調整しまして、結果的には業者の方から事業撤退すると美祢市に報告しました。その時の撤退理由なんですけど●●地区は陥没がひどくて、業者の●●の責任者に電話して現場を見てもらいました。ちょうどその時に2か所目の陥没が業者の来る前の日に起きました。それを見て責任者は「石田さんよく状況を説明してくださいました」と言って、すぐ帰って撤退表明をされました。でこの場所も今回申請があった場所、●●●●●●の横ですがかなり陥没が発生しております。将来的にこの陥没がどこまで拡大していくか、断定的には言えないんですが拡大しているのは間違いないです。前回の●●●●●●もそうでしたけど陥没した場合の業者の対応について、契約書みたいなもの作ってこのケースではこの措置をしてくださいといろいろ条件を付けてお話をしました。太陽光設置した場合は田んぼが陥没して機能を果たさない、ほったらかしということがありますよと。陥没を直して設備を復旧してくださいという話もしました。私の田んぼも裏側にあるんですが、ここも陥没する可能性は十分あります。●●陥没が起こったのを皆さんご存知と思いますが、あの周辺は今でも陥没しててなんで道路が持つかという所なんですけど。</p> <p>それからですね、●●地区の自治会の役員会を開いて、●●地区内の太陽光の設置については条件を付けた方がいいんじゃないか。●●地区外の方が土地を持っていたら自治会の管轄内の設置について何の相談もなしにやりますと言われても、なかなか合意が求めにくい。一度自治会で●●さんに説明会をしてもらって、意思表示をしていただけたらいいんじゃないかと思います。業者さんにはきちっと陥没跡は埋め戻しをして設備を元に戻すと、そういうことが承認されれば変になることは無いんですが。農業委員会で決まったから文句ないだろうと所有者に言われると、問題が起こってきますんで事前に所有者●●さんに●●自治会への申し立て相談をしていただいた方がスムーズに行くのではないかと思います。ここで決まったから即いいよとは私的には言えないということでございます。</p>
議長	<p>要は陥没の恐れがあるから、許可をしない方がいいということなんですかね？</p>
石田委員	<p>●●地区の役員会開いた時に、場所的な問題も皆さんで同意の上で許可したほうがいいんじゃないかということです。決して駄目だというわけではなくて、場所的にはいいかという気もするんですけど。事前に話をしてもらった方が良かったなと思ってます。</p> <p>●●さんが●●地区の人なら地域の方に話をされると思うんですが、それがお分かりでない。違ったら申し訳ないですが。</p>
議長	<p>この案件につきまして地域に相談してほしかったという話のようでございますけれど、申請が出てきたからにはこれを許可しない</p>

	<p>という法的な根拠がないんですよ。余程農業上の問題、例えばイノシシ・シカ等の被害を防ぐための防護柵がそこにあるために出来ないから許可しないって事例が以前●●の農業委員会から上がってきたことがあります。土地が陥没して穴が開きそうだから許可できないっていうのは法的根拠にはならないので。</p>
石田委員	<p>私が言ってるのは、設置業者さん土地を持っておられる方が太陽光を検討される時に事前に協議の機会があればよかったかなと。人間的な関係で問題が起こる可能性ありますから。ここで許可できないという結論は出せないと思いますけど、実際に●●さんに地元の方によく話をと、そういう行動をとっていただければよりスムーズに行く可能性は高いかなと思ってます。</p>
議長	<p>5条につきましてはあくまで許可できるかできないか。後これを取り下げることいくらでも出来ます。今後その辺につきましては現地権者の●●さん、施工業者の●●●●●●●●●●●●●●●●と●●地区の皆さんがお話になってどうするかってことは考えていただいたらいいんじゃないかと思いますがどうでしょうか。</p>
石田委員	<p>そうしていただければ、自治会内で説明してもらって皆がいいんじゃないかと言われればそれで。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>●●さんの土地っていうのは●●●●●●の後ろ側にあるの？並んであるの？</p>
議長	<p>●●●●●●のクヌギの奥です。●●●の方の畑があったけど、その斜め向こうの下です。</p>
委員	<p>水路やら全然●●とは別よね。●●●●●●●●の方からポンプで上げるんでしょ？だから●●地区には水とるわけではないし、関係ないと思うけどな。</p>
石田委員	<p>私が言ってるのはそういう農業上の問題があれば言うし、今言われた水路の問題はないのかなと思います。ただ地区内の集落の家に近い所になるんですけども、そういう所に作られるのであれば説明があればよりスムーズに行くのではないかと、という所です。今自治体内でも太陽光の設置問題で役員会で話をしてるんですけども、どこの範囲まで許可するのか良しとするかというのを話し合いをして意見を言う人がいるんですけど、事前にそういう相談があればいいんじゃないかなと。そういう行動をとっていただけ</p>

委員	<p>ればいいかなということ。人間関係で嫌な思いをしないように事前に相談があればいいですねってことです。</p>
石田委員	<p>けど逆に言えば、太陽光しないとあそこ大藪になるぞ。親父が死んでしまったから。</p>
委員	<p>そういうことは分かっています。だから事前に話に来てもらえば済む問題かなと私は思ってるから。農業委員会で決まったから何が問題あるんだという論法で言われるんですよ、裏では。それは避けたいなと思いますから。</p>
議長	<p>ちょっといい？</p>
委員	<p>どうぞ。</p>
議長	<p>よく分かるんですよ、太陽光作るってことで地域の住民との摩擦が起こることも場所によってはあると思います。会長も言われたように、農業委員会としては許可要件に触りが無ければ隣近所の合意が出来てないようだからと意見は出来ないと思います。地域の合意形成がいるんであれば、地域の話であってここでいくら話してもまとまる話じゃないんじゃないかと思います。農業委員会としては許可要件に沿って審議をしましたいいですよ、でも話し合いでこういう意見が出ましたよと。会長、条件付きの許可っていうのは出来るんかね？</p>
石田委員	<p>条件付きの許可じゃなくて、業者に対して地域からこういうふうな意見が出ているからもう一度きちんと相談をして、話し合うなかで工事を進めてくださいと。もしできなければ●●●●●さんは取り下げれば済むだけのことだし。ただ問題になるのは、●●●●●さん。今まで米も作れない何も作れないどうしようかクヌギ植えようかって言っていたんですけど、この土地を手放すことが出来てやれやれと思っているのではないかなと思います。その辺も含めて地域で●●●●●さんに申し入れしてもいいし、農業委員会としては地域からはこんな意見が出てますよって伝えることは出来ますけど、話し合いがつかなければ許可できませんってふうに言ってみますかね？時々ありますよね、除外後施工とか都市計画の許可後施工とか条件付ける案件ありますけれど、そういう案件にはならないと僕は思います。だから後は石田さんが●●●●●さん、●●●●●さんとお話になってお互いの想いを聞きあってどうするかっていうのは向こうの判断で、どうにでもなる話でございます。やっていただけたらと思います。</p>
石田委員	<p>いいですか？</p>

議長	はい、どうぞ。
石田委員	誰にも降りかかる案件になる可能性があると思うんですが、申請段階で市と業者の方に地域の合意形成をされてくださいねっていうくらいは言ってほしいんですけどね。
議長	だから地域から話し合いをして欲しかったという意見があるので。
石田委員	今後このような太陽光の案件があったら、ここで否定することは出来ないと思うんですよ。だから事前に地域の合意形成を諮っておいてくださいね、だけを指導していただけたら少し違うのかなと思うんですけど。
議長	それは申請が出るときに事務局がそういうお願いをってことですね？以前も●●の●●地区で同じような話も何もないと、でも太陽光やるそうだというような話がありまして。その時は業者さんにもう一度きちんと地域の話聞いてあげてくださいってことは言いました。だから今回も同じことを、言う以外ないんじゃないかなと。
石田委員	ぜひそういうふうに事務局でも対応していただければ。
議長	他にありませんか？どうぞ。
安富委員	安富です。1番の●●の話なんですが、先月現地調査をして保留になりましたって言われましたよね？保留になった理由って何ですか。
議長	はい、私の方から答えます。実はこれ、耕作者と契約者の名前が間違ってたんです。一人は●●さん、この田んぼは●●さんが作っていて、実際に利用増進の書類は別の方の名前になってて、この合意解約の関係でちょっと遅れたということでございます。よろしゅうございますか？
安富委員	はい。

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
高見委員	<p>1番の関係ですが、場所は先程ありましたように7-2の資料を見てもらったら分かります。この土地は元は畑地造成だったんですが、ご主人が亡くなられて一作もされないままそのままになっていて手のつけようがなかったんだと思います。会長が当時の事情を知っていたので、畑地造成をして除外申請して転用しようというのは、いかななものかということで当日は保留にして帰りました。その後帰って事務局が県に問い合わせまして、会長との話はどうなっているか分かりませんが、私が聞いた限りは基本的に畑地造成をして放置されていたからといって許可をしないという理由にはならないらしいです。分かりやすく言えば許可をしてもしょうがないというふうな回答があったようです。いろいろ意見はあると思いますが、県がいいと言えましょうがないだろうと思います。</p> <p>2番目ですが、見た方もいると思いますが●●●も割と盛況なようで、車を道に止めたり郵便局に止めたり色々あるようでございます。1枚田んぼで周りは何もありませんし、駐車場にして誰が迷惑するという訳でも水の関係も全くありませんし、逆に環境整備のためには駐車場にさせていただいた方がいいかと思えます。ただ家についてきた土地ではありますが農地を買って何もしないで、駐車場にするというのは2件ともどうにかある雰囲気ではあります、やむを得ないかなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
安永推進委員	真名の推進委員の安永です。当日予定がありましていけませんでした、馬屋原委員が言われた通り問題ないと思われ。ご審議をお願いいたします。
村中推進委員	岩永推進委員の村中です。先ほどの馬屋原委員の説明通りで特に問題はございませんので、ご審議をお願いいたします。
議長	<p>はい、ありがとうございます。簡単に補足というかアドバイスをしておきます。</p> <p>1番につきましては馬屋原委員の言われた通り、県の方に問い合わせたら除外の許可が出来ないということは出来ない、ということでございます。</p> <p>2番につきましては先月の常設会議の中で出てきたんですが、最近農地3反未満という要件が取り払われたときに、一緒に買った農地をすぐ転用してもいいよと。転用できないよという条項が無くなったんです。問題はそれが出来るからといって、むやみに転用</p>

委員	<p>は許可できないと。その辺については農業委員会は目を光らせて監視をして欲しいと、そういうのが今回の法改正でございます。よって1作もしないのに出てきた、これは現在の法律では全く問題はない案件でございます。そういうふうなご指導を受けましたんで、ご報告しておきます。</p> <p>委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をし、調査委員の意見を添えて市町部局の方に報告いたします。</p> <p>議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは本日配布しております令和7年2月28日告示、令和7年3月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で10筆でございます。利用権設定面積が新規で合計いたしまして12,059㎡、貸し手は4名、受け手が1名でございます。内訳は4ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること。農用地を効率的に利用して耕作すること。耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>参考までに聞いておくんだけど、年齢83歳だけど誰か家族が作るんかね？</p>
議長	<p>息子さんがやっています。●●●●さんです。</p>

	どうぞ。
委員	すみません、貸借の終了日が3月1日になってますがこれは間違いはないんですか、末じゃないんですか？
事務局	これについては利用権を設定される方からの希望でこの日にしております。
委員	分かりました。
議長	今までの3月31日はこれが切れる時には農業委員会の仕事じゃなくて、残るかもしれないけど今度は県の農林公社の管轄になってきますんで、いいんじゃないんですか。 他にございませんか。 無いようでしたら、採択に移りたいと思います。 議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは報告案件に移りたいと思います。議事順位第5 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	9件朗読。 処理状況一覧をご覧ください。合意解約について報告します。 1件目、●●さんと●●さんの間の解約になります。先ほど利用権の設定でありましたが、次の耕作者が決まったことからの解約でございます。 2件目、●●さんと●●さんの間の解約になります。耕作者の体調不良による解約でございます。こちらも次の耕作者は決まっているということです。 3件目、●●さんと●●さんの間の解約になります。●●さんが耕作をされないことからの解約になります。次の耕作者は決まっ

	<p>ているということです。</p> <p>4件目、●●さんと●●●●●●との間の解約になります。田の耕作条件が悪いことからの解約になります。自己保全を行われると伺っております。</p> <p>5件目、●●さんと●●さんとの間の解約になります。借り手の体調不良と聞いております。次の耕作者は決まっていない模様でございます。</p> <p>6件目、●●さんと●●さんとの間の解約になります。他のものへ所有権移転のための解約となります。</p> <p>7件目、●●さんと●●さんの解約です。●●さんが規模を縮小されるための解約となります。次の耕作者はまだ決まっておりません。</p> <p>8件目、●●と●●さんと●●●●さんの間の解約になります。田の条件が悪いなどのことから、解約するというところでございます。次の耕作者は決まっておりません。</p> <p>9件目、●●さんと●●さんとの間の解約になります。太陽光発電利用地として売却するための解約でございます。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか？</p> <p>よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>まだ決まってないのが4件あるようでございます。担当地域の委員の皆さん、ぜひ新しい耕作者を捜していただけたらと思います。特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>現況証明願いの提出が2件ございましたので、説明いたします。</p> <p>1件目、参考資料9をご参照ください。場所等については資料の通りになります。申請地は昭和35年頃より宅地の一部となっております。</p> <p>2件目、資料10をご参照ください。申請地ですが、議案1でありました4条申請と同じ場所になります。同一宅地内ですが2ヶ</p>

	<p>所あります。まず1ヶ所目ですが、昭和44年頃に納屋が建てられそれが今も残っています。2ヶ所目は昭和27年頃より宅地の進入路として利用されている土地です。この二つになります。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
高見委員	<p>1番目、●●さんの家の手前、資料9-2にありますますがそこに書いてあるように宅地の周り底地になっております。今更どころ出来るものではないし9-5を見てもらったら分かりますが、生け垣みたいのが植えられていたり色々宅地化されております。これは問題ないと思います。</p> <p>2番目、先程ありましたように家を建てられるにあたって調べたら、農地が使われていたということです。10-4にあるように家の進入路になっていたり、倉庫の軒下の土地というふうに今現在使われていて、農地であるべきところが農地でなくなっているという状況であります。年数も経っておりますし、こういう状況なので問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員	<p>はい該当地は私の隣の家で、私が幼少期の頃から手ぐわで耕作されてたんですけど、相続する方が市外に出られていて田んぼにするのも忍びないからと宅地にされたと聞いております。面積も僅かで支障がないんじゃないかと思います。</p>
永安推進委員	<p>赤郷地区の永安といいます。●●さんの件ですけども火災があった隣に建っている乾燥小屋の部分と、入口にはいる道の部分です。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようでしたら、終わってもよろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>

議長	<p>特に発言等ないようなので、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを朗読並びに説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>別紙資料農地所有適格法人報告書をご覧ください。●●●●●●●●より法人報告書の提出がありました。こちらにつきましては報告書の事業の状況と、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。農地所有適格法人報告書につきまして、何かご質疑ございましたらお願いいたします。</p> <p>特にございませんか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>はい、では報告第3号を終わらせていただきますがよろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは特に発言等無いようですので報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>次、議事目録には載っておりませんが、議事順位第8 議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画に関わる意見についてを事務局より議題の朗読並びに説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>裏面をご覧ください。市長より農業委員会会長あてに意見を求める文章が送られてきております。</p> <p>それでは説明をいたします。委員の皆様には農林課を通じて2月上旬に地域計画案が送付されていると思いますが、本日は計画案に目標地図を担当地区、お住いの地区が分かれている方には担当地区とお住いの地区の分を封筒に入れて配布しております。計画案の2ページ目4、地域内の農業を担う者一覧については先日送付させていただいた案では、農業者の記入をしていませんでした</p>

	<p>が本日の分は農業を担う者を記入し、目標地図上の表示色も入れております。担う者として現在氏名を掲載している者は認定農業者、認定新規農業者、一定水準到達者、水稻等作付けおおむね1.5ヘクタール以上の者、果樹農家等になります。なお耕作面積は農家台帳を基本に積算しておりますので、農家台帳上は1.5ヘクタールを超えていない人もいますと思われる。</p> <p>次に目標地図になりますが、計画範囲を原則農業振興地域の農用地区域内農地青地としております。用途区域や農用地区域外農地白地は原則入れておりません。●●●●地区においては畑地や樹園地も農振地域ですが、●●地区におきましては畑地は原則白地となっております。グレーについては白地ではございますが、分かる範囲内で計画範囲に入れております。地図を見ていただいて、色のついている所が計画の農地になります。中には思わぬところに色がついてない部分もあると思われそうですが、そちらについては農振の白地だというふうに思っただけだと思います。また白色が着色された部分につきましては規模が比較的大きくない農家や耕作がされてない農地等になります。4月から地域計画を実行することになりますが、地域計画内の農地については4月以降は農業振興地域を外す前に地域計画の範囲から除外しなければなりませんので、農地転用等につきましてはこれまでより3か月程度期間が延長というか長くなるというふうに考えております。本日議案として提出をしておりますが、数日前までは報告ということで今回農業委員会の方に報告をしようと思っておりますら、市長名で意見書を求める文書が出てきたということで議案としております。</p> <p>審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。どのように審議したらいいのか私も分からないですが、皆さんの方から何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
岸委員	<p>説明ありましたけどよく分からん。箇条書きとかして欲しいな。</p>
安富委員	<p>今なに聞いたらいいか分からんって話がありましたけど、私は事前に家に送って来てます。皆さんのところにも届いてると思いますけど、意見があれば書いて出せってなってます。農業委員会としてって意見でしょうから今は、難しい所なんです。私は個人的に書いて出しました。実際に地域計画の地図の上で色分けがしてあるんですが、綺麗に法人等が耕作を引き受けて色が塗ってある所は間の白い所がそうだろうと思うんですが、これ何とかなる可能性高いと思います。集団で例えば私が川の方、地区的に俵委員がいつも嘆いてるんですけど、集団で区画のここの方を耕作放棄しますって、要するに誰も何もせんってことですよね。ですからそういう問題が既に表面化した所には、法的にも農地っていうのは耕作者なり地権者なりが管理しなきゃいけないことになってるわけ。実際はそういうことにならないわけですから。非常に困ってる所があるはずなんです。ほんとはその辺を、法律上</p>

	<p>は農地法との兼ね合いを変えてもらわないと仕方がないと思うんですが。例えば非農地判断、皆さん既にそれぞれが貰っておられると思うんですね。非農地扱いするためには田んぼに木が生えてないといけない。写真でちゃんと3段階くらい。そうするとですね、木が生えるまでほっておくということは結局何もしていないということですから、現状が既に農地法上の地権者や耕作者が農地の管理出来てないというわけですからね。だからこの辺をどうにかしないと。会長も大変だとは思いますが。地図上でいくら落としても、やれんところはやれん。</p>
岸委員	<p>やたらと非農地にするわけにはいかないんでしょうね？</p>
安富委員	<p>転用許可を取って植林だって上手いこと出来ないような状況だからね。</p>
議長	<p>例を出して悪いんですが●●●の●●地域、ほとんどが圃場整備されてますがほとんどが荒廃してます。しかも木が生えてるようなところもたくさんあるようです。こういう所を今までどうにかならないかと言ってた所なんです、圃場整備で国のお金が入ってるんでどうにもならないというのが現状だったんですね。今後こういう農地をどう処理していくかということを含めて、農水・県の振興課等々とも協議しながら法律を変えるなりしていかないと、今回の計画に入っている地域は農振地域はすべて入ってます。農振の中にはすでに山林化している所もたくさんあると思われま。一つ一つをどのように処理をするか。それと市の方では時々やっていますが、農振地域の中にもたくさん市道等公共用地になっている場所があります。このような所も早くきちんと処理をしていただきたいというのが私の想いです。</p>
中野委員	<p>会長。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
中野委員	<p>●●とか●●のほうは圃場整備していい田作ってるけど、●●にはないんよね。集落が撤退して崩壊している所がたくさんある。圃場整備した田でも全部麦やら作ってる。農地があるところ1ヶ所くらいしかない。</p>
安富委員	<p>●●でも変わりはありません。圃場整備してある所でもすでに。</p>

俵委員	申し訳ないけど、うちの●●も法人があるギリギリのところ。
安富委員	だからそうじゃない所、●●方面とかね。そういう優良農地を農地として、探しても欲しいような考え方に変えて。外すものは外して縛りを無くしたら。太陽光でもなんでも付けたらええ。
事務局	この計画を進めて行ってよろしいでしょうか？
岸委員	まだ地域計画議論してる所あると思うんです。10年後の農業地図っていうのは10年後のスタンス、現状と一緒にすよね？
事務局	今はとりあえず現状のままです。
岸委員	それは例えば耕地集積表できましたよ、誰々さんにしましたよって随時変えていくわけ？
事務局	そうですね、随時計画を見直しをかけながら毎年毎年変えていくということになります。それで例えば10年後が早い段階で決まれば、その10年後を地図に落とすということになっています。
岸委員	分かりました。
佐藤推進委員	この地域計画は農政局に行くんですか？
事務局	そうですね、国の方に行くようになります。
佐藤推進委員	実は農業支援サービスって私、国の補助を受けて機械を導入してるんです。どうしたらいいかなって。お前これ載ってないって言われたら。
事務局	すみません、載ってないですね。入れるようにしましょう。いえ佐藤さん、上から2番目に載ってます。

佐藤推進委員	いえ、農業支援サービスで機械を買ってるんです。農政局のホームページにも載せたって言われてたから。
事務局	それについては農林課と話し合っ、載せる可能性があるか決めると思います。
議長	ありがとうございます。このまま続けても今日は意見出ないと思いますんで、本日はこの辺で打ち切って市長に向こうから来た通りにやってくださいとお返ししようと思います。よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	<p>1年間悪い所がありましたらまた変えるってことでございますんで、その時に意見を言って変えるようにしていただきたいなと思います。</p> <p>続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については2月の相談員の方、報告をお願いします。</p>
中嶋友之委員	<p>9番中嶋です。2月12日に伊藤委員と武藤委員と私と事務局4名で相談を受けました。相談者は1名でございました。</p> <p>2件言われたんですけど、1件目はここ数年の豪雨等により排水路が土砂に埋まってしまっていると。次土砂が来たら距離にして大体20mくらいの田の排水溝のパイプ及び暗渠排水があるんですけど、それが埋まって排水が出来なくなってしまう状態だけどうしたらいいだろうかという相談でした。一応農林課に言えば補助金等が出て、業者が工事をして土砂をどけてもらえる事業がありますよってお教えしました。事務局が農林課に行って、農林課の担当に来てもらってそこで直接相談者と話をされて、その方向で行きましょうということでご納得いただきました。その件については農林課と相談して補助金を利用しますということになりました。</p> <p>もう一つの方が、●●●●の水が法面と●●●●●の中の水路通って排水するんですが、●●●●●の中の水路が詰まっているので田んぼの中に全部水が来ると。どうしたらいいんだという相談でですね。それは●●●●の方に言ってくださいと言ったら、もう言いましたということでした。●●●●もなかなか動いてくれなくて、●●●●●は市の管理になっているから市に言ってほしいということで。市の建設課に聞いたら、うちは何もしませんと言われましたということです。田んぼに水が入っているというのは分かるんですが、農業委員会としてどうこうというのは難しい案件ですよとお伝えしました。1回ではなく何回もしつこく言ったらいいですけど、もう少し市の建設課とか●●●●●にお話されたらどうですかって話をしたんですけど、1人では難しいということだったので私たちとしては市の方に耕地とか行政とかの無料相談日がありますよとお伝えしたのと、地元の議員さんにご相談さ</p>

議長	<p>れてお話されたらどうですかということを行いました。本人さんもそうさせていただきますということで納得して帰っていたということでした。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。お忙しい中大変ありがとうございました。委員の皆さんより何かありますか？ 無いようでしたら終わりたいと思います。</p> <p>それでは終わります。</p>
事務局	<p>互礼。</p>

午後 3 時 3 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

議長

署名委員

署名委員